

仕 様 書

1. 件名

令和7年度消防用設備保守点検外1件

2. 概要

本業務は、博多港湾・空港整備事務所庁舎の消防用設備の点検・保守を行うことによって、消防設備の安全と正常な作動を保持するものである。保守点検の対象となる設備は別紙1のとおりとする。

併せて、修繕・取替を必要とする設備の費用算定を行うものとする。

3. 履行場所

九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所
福岡市中央区大手門 2-5-33

4. 履行期間

自 契 約 締 結 日
至 令 和 8 年 3 月 13 日

5. 一般事項

(1) 消防用設備の保守点検上当然実施しなければならないもの、また、発注者から特に指示した事項については、当局と協議のうえ実施するものとする。

(2) 消防用設備の保守点検に当たっては関係法令等に従い、業務を行うものとする。

(3) 保守点検を担当する者は、消防設備士又は消防設備点検の資格を有する者とする。
(以下「技術者」という。)

なお、受注者は、上記資格を有することを確認できる書面を提出するものとする。

(4) 受注者は、実施要領（別紙2）による保守点検計画について当局担当者と協議するものとし、保守点検を実施する場合は、前日までに当局担当者に通知しなければならない。

(5) 発注者は、技術者に不適格と認められる者があるときは、その事由を明示して受注者に交替を求めることができる。

(6) 技術者は、一定の服装及び標示をし、受注者の技術者であることを明確にしなければ

ばならない。

6. 保守点検

(1) 受注者は、保守点検後、点検結果報告書作成のうえ当局に提出しなければならない。

(2) 対象となる機器の保守点検は、発注者において特に指示する場合を除き、別紙2の実施要領により行うものとする。

(3) 機器の取扱いについては、注意事項に十分留意して行うものとする。

(4) 故障及び警報に対して、当局担当者へ連絡をしなければならない。

7. 修繕・取替の費用算定

受注者は点検結果に基づき、老朽化・劣化等により修繕・取替を必要とする設備について、必要となる費用の概算算定を行い当局担当者に報告するものとする。

8. 本業務の検収は、作業報告書ならびに上記見積書が提出されたことの確認をもって検収とする。

9. その他

この保守点検の履行に当って仕様書等に疑義が生じた場合は、当局担当者と協議し、その指示を受けるものとする。

点 検 対 象 設 備 内 訳 書

消火器具		
	粉末（加）小型	14本

屋内消火栓設備		
	制 御 盤	1式
	ポンプおよび電動機	1組
	呼 水 装 置	1台
	消火栓（屋内型）	5基
	表 示 灯	5個
	放 水 試 験	1式

自動火災報知設備		
	受信機P型1級	10回線
	副盤	25回線
	差動式スポット型熱感知器	54個
	定温式スポット型熱感知器	10個
	煙感知器（含ペアラーム）	10個
	発信機1級	5個
	音響装置（電鈴）	6個
	消火栓始動装置	1式

防排煙制御設備		
	連動操作盤	10回線
	煙感知器	13個
	防 火 扉	8個
	ダンパー	5個
	シャッター	1個

ガス警報設備		
受信機	個別伝送方式	5 回線
検知器（一般型）		6 個

(別紙2)

実 施 要 領	点 検 項 目
区 分 ・ 分 類	

点 検 周 期

消火器具

粉末（加）小型

外 観 及 び 機 能 点 検

6 ヶ月 1 回

屋内消火栓設備

制 御 盤

外 観 機 能 及 び 総 合 点 検

6 ヶ月 1 回

ポンプおよび電動機

〃

〃

呼 水 装 置

〃

〃

消火栓（屋内型）

〃

〃

表 示 灯

〃

〃

放 水 試 験

〃

年 1 回

自動火災報知設備

受信機P型1級

外 観 機 能 及 び 総 合 点 検

6 ヶ月 1 回

副盤25回線

〃

〃

差動式スポット型熱感知器

〃

〃

定温式スポット型熱感知器

〃

〃

煙感知器（含ペアラーム）

〃

〃

発信機1級

〃

〃

音響装置（電鈴）

〃

〃

消火栓始動装置

〃

〃

防排煙制御設備

連動操作盤

外 観 機 能 及 び 総 合 点 検

6 ヶ月 1 回

煙感知器

〃

〃

防 火 扉

〃

〃

ダンパー

〃

〃

シャッター

〃

〃

区 分 ・ 分 類

点 検 項 目

点 検 周 期

ガス警報設備		
受信機 個別伝送方式	外観機能及び総合点検	6 ヶ月 1 回
検知器 (一般型)	〃	〃

※「点検周期 6 ヶ月 1 回」の設備の年において、1 回目の点検を行う場合は、総合点検は行わないものとする。

※配線の総合点検は、年に 1 回行うものとする。

※点検予定時期は、9 月と 2 月に行うものとする。

※点検結果報告書作成も実施要領に含む。